

一 無償経済協力

総額三億ドルとし、毎年三、〇〇〇万ドルずつ十年間におたり生産物および役務により無償供与する。ただし、財政事情によつては、双方合意の上繰上げ実施することができるとする。

二 対韓債権（四五七三万ドル）の償還

（一）韓国側は右金額を三年間に均等償還する。

（二）ただし、韓国側が、その外貨事情や内政事情等のため希冀する場合には、毎年度韓国側の要請により、当該年度における日本よりの無償供与額を債務償還額と同額だけ減額し、これにより韓国側が同債務を支払つたと見做すことにする。

（三）右（一）ないし（二）の措置の結果、当該年度における韓国側の対



外期待資金が不足し、そのため、韓国の五カ年計画遂行に支障を来すような場合は、日本側よりの有償経済協力（後記三）の繰上げ実行を考慮する。

三 有償経済協力（政府の干与する部分）

有償経済協力として海外経済協力基金より総額二億ドルの長期低利借款を十年間にわたり供与する。本件借款の条件は、年利率三・五パーセント、償還期間二十年以内とする。

四 コマーシャル・ベースによる通常の借款（政府の直接干与しない部分）

プロジェクトの運搬、金融、金融機関（輸出入銀行及びその他の民間金融機関）、条件等はすべて民間の通常の商談に委ね、

従つてまた、とくに借款総額の上限も定めることはしないが、
日本政府はこの種借款に關しては日韓國交正常化前でも実施が
可能なより措置する。

極
秘
まで

補足説明

一、第二項（対韓債権の償還）の趣旨は、建前としては、韓国側に対し供与すべきものは十分供与する代りに、韓国側から返してもらいべきものは正規に返してもらいという方針を貫きながら、実際上は（一）項が発動し、韓国側の要請により（日本側の新たな同意を必要とせず、日本よりの無償供与額の減額をもつて韓国側の債務支払いと見做す（従つて、韓国側がドル現金を支払う必要はない））こととしており、しかも、（二）項において、当該年度の無償供与額の減額分を補う措置をもあわせて提議しているのであるから、これを全体としてみれば、実質的には、韓国側が公平・金会談の内容として了解されている債権引きと同様の結果となる。

二、第三項（有償経済協力）において「償還期間二十年以内とする」と述べたのは、海外経済協力基金業務方法書にこれと同様

の規定があるのを引用したものであるが、日本政府としては、
具体的な償還期限としては、大平・金会談の趣旨に従い、二十年
程度を念頭においている。

三、 第三年において据置期間にふれなかつたのは、細目について
は今後の話し合いにより逐次決定して行くのが適当と考えたか
らであるが、日本政府としては、大平・金会談の線に従い、一
応七年程度を念頭においている。

（なお参考までに付記すれば、これまでに海外経済協力基金
より融資した具体例においては、スエズ運河浚渫工事資金の場
合は、利率六・五パーセント、六・五月据置、爾後二年半に分
割返済、ポリビア銅山探鉱調査費の場合は、利率六・五パーセ
ント、一年据置爾後四年間に分割返済となつてゐる。）

四、 第四項（コマーシャル・ベースによる通常の借款）において
総額を明示しなかつた理由は、この種信用供与の性質上、予め

総額を政府間で決めることは非条理であるからである。しかしながら、もし韓国側が国内対策上何らかの具体的金額に言及される必要があるならば、例えば一億ドル以上というような表現を用いられても差支えない。

其 第四項において「金融機関（輸銀およびその他の民間金融機関）」と述べた趣旨は、コマーション・ベトスによる通常の信用供与は個々のプロジェクトごとに輸銀と市中銀行の協同融資によつて行なうというのがわが国における現在のやり方なので、その事業を記したままである。